

郡山市歴史情報博物館条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年2月26日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第2号

郡山市歴史情報博物館条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(郡山市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する規則(昭和40年郡山市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第9条関係） 1 行政職給料表の適用を受ける職員の特別調整額表				別表第1（第9条関係） 1 行政職給料表の適用を受ける職員の特別調整額表			
組織の区分	職	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員 の支給額	定年前再任用 短時間勤務 職員の支 給額	組織の区分	職	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員 の支給額	定年前再任用 短時間勤務 職員の支 給額
市長の事務部 局	(略)			市長の事務部 局	(略)		
	課長 室長（課に置かれる室を除く。） 行政センター所長 歴史情報博物館長 環境保全センター所長 食肉衛生検査所長 総合地方卸売市場管理事務所長 (略)	(略)			課長 室長（課に置かれる室を除く。） 行政センター所長 環境保全センター所長 食肉衛生検査所長 総合地方卸売市場管理事務所長 (略)	(略)	
	課長補佐 室長補佐 室長（課に置かれる室に限る。） 行政センター副所長	(略)					

	歴史情報博物館副館長 環境保全センター次長 クリーンセンター所長 食肉衛生検査所次長 保育所長 園芸振興センター所長 総合地方卸売市場管理事務所次長 (略)			環境保全センター次長 クリーンセンター所長 保育所長 食肉衛生検査所次長 園芸振興センター所長 総合地方卸売市場管理事務所次長 (略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 医療職給料表の適用を受ける職員の特別調整額表			2 医療職給料表の適用を受ける職員の特別調整額表		
組織の区分	(略)		組織の区分の区分	(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(郡山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 郡山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和40年郡山市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第1（第3条関係） （1）行政職給料表等級別職務分類表								別表第1（第3条関係） （1）行政職給料表等級別職務分類表							
等級 機関	1級及び2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	等級 機関	1級及び2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
市長の 事務部 局	主事 技師 学芸員 社会福祉 主事	主査 技査	係長 行政セン ター連絡 所長 市政情報	課長補佐 室長補佐 室長（課 に置かれ るものを 除く。）	課長 室長（課 に置かれ るものを 除く。）	(略)		市長の 事務部 局	主事 技師 学芸員 社会福祉 主事	主査 技査	係長 行政セン ター連絡 所長 市政情報	課長補佐 室長補佐 室長（課 に置かれ るものを 除く。）	課長 室長（課 に置かれ るものを 除く。）	(略)	

身体障害者福祉司
生活指導員
衛生指導員
計量技師
獣医技師
薬剤技師
臨床検査技師
作業療法技師
歯科衛生技師
保健技師
助産技師
看護技師
准看護技師
保育技師
栄養技師

センター限る。) 行政センター
所長 行政センター所長
熱海温泉タ一副所 歴史情報
事業所長 長 博物館長
市民相談 歴史情報 環境保全
センター 博物館副センター
所長 館長 所長
市民サービスセンター 環境保全 食肉衛生
ビスセンター 検査所長
ター所長 次長 総合地方
市民ふれクリーン卸売市場
あいプラセンター 管理事務
ザ館長 所長 所長
市民交流食肉衛生主幹
プラザ館 検査所次
長 長
消費生活保育所長
センター 園芸振興
所長 センター
主任学芸所長
員 総合地方
音楽・文卸売市場
化交流館 管理事務
長 所次長
歴史資料主任主査
館長 主任技査
ふるさと
の森スポ

身体障害者福祉司
生活指導員
衛生指導員
計量技師
獣医技師
薬剤技師
臨床検査技師
作業療法技師
歯科衛生技師
保健技師
助産技師
看護技師
准看護技師
保育技師
栄養技師

センター限る。) 行政センター
所長 行政センター所長
熱海温泉タ一副所
事業所長 長
市民相談 環境保全
センター センター
所長 所長
市民サービスセンター 環境保全 食肉衛生
ビスセンター 検査所長
ター所長 次長 総合地方
市民ふれクリーン卸売市場
あいプラセンター 管理事務
ザ館長 所長 所長
市民交流食肉衛生主幹
プラザ館 検査所次
長 長
消費生活保育所長
センター 園芸振興
所長 センター
主任学芸所長
員 総合地方
音楽・文卸売市場
化交流館 管理事務
長 所次長
歴史資料主任主査
館長 主任技査
ふるさと
の森スポ

ーツパー ク館長 熱海フッ トボール センター 長 東山悠苑 長 東山霊園 管理事務 所長 埋立処分 場長 主任査察 指導員 休日・夜 間急病セ ンター事 務長 保健セン ター所長 郡山駅前 健康相談 センター 所長 少年セン ター所長 元気な遊
--

ーツパー ク館長 熱海フッ トボール センター 長 東山悠苑 長 東山霊園 管理事務 所長 埋立処分 場長 主任査察 指導員 休日・夜 間急病セ ンター事 務長 保健セン ター所長 郡山駅前 健康相談 センター 所長 少年セン ター所長 元気な遊
--

			びのひろ ば所長 母子・父 子福祉セ ンター所 長 保育士・ 保育所支 援センタ ー所長 保育所副 所長 主任						びのひろ ば所長 母子・父 子福祉セ ンター所 長 保育士・ 保育所支 援センタ ー所長 保育所副 所長 主任					
(略)							(略)							
(2) (略)							(2) (略)							

(郡山市財務規則の一部改正)

第3条 郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 次に掲げる者をいう。 ア・イ (略) ウ <u>組織規則第43条の2の4に定める歴史情報博物館長</u> エ～サ (略) (6)～(15) (略)	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 次に掲げる者をいう。 ア・イ (略) ウ～コ (略) (6)～(15) (略)

別表第6（第92条―第94条関係）

第1欄 (課等)	第2欄 (出納員となる者の職)	第3欄 (分任出納員となる職員)	第4欄 (委任させる事務)
(略)			
3 その他市長部局 (1) 課及び室 (2) 郡山市歴史情報博物館 (3) 郡山市環境保全センター (4) 郡山市総合地方卸売市場管理事務所 (5) 郡山市熱海温泉事業所、郡山市民サービスセンター、郡山市緑ヶ丘市民サービスセンター、郡山市民ふれあいプラザ、郡山市民交流プラザ、ふるさとの森スポーツパーク、郡山市熱海フットボールセ	(略)	(略)	

別表第6（第92条―第94条関係）

第1欄 (課等)	第2欄 (出納員となる者の職)	第3欄 (分任出納員となる職員)	第4欄 (委任させる事務)
(略)			
3 その他市長部局 (1) 組織規則第7条に規定する課及び室 (2) 組織規則第43条の3に規定する郡山市環境保全センター (3) 組織規則第43条の14に規定する総合地方卸売市場管理事務所 (4) 組織規則第45条の規定により組織規則別表第3に定める郡山市熱海温泉事業所、郡山市民サービスセンター、郡山市緑ヶ丘市民サービスセンター、郡山市民ふれあいプラザ、郡山市民交流プラザ、ふ	(略)	(略)	

ンター、郡山市東山悠苑、郡山市東山霊園管理事務所、郡山市富久山クリーンセンター、郡山市河内クリーンセンター、保育所及び郡山市園芸振興センター		るさとの森スポーツパーク、郡山市熱海フットボールセンター、郡山市東山悠苑、郡山市東山霊園管理事務所、郡山市富久山クリーンセンター、郡山市河内クリーンセンター、保育所及び郡山市園芸振興センター	
(6)～(8) (略)		(5)～(7) (略)	
(略)		(略)	

(郡山市財産規則の一部改正)

第4条 郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 課長 次に掲げる者をいう。 ア・イ (略) ウ 郡山市行政組織規則第43条の2の4に定める歴史情報博物館長 エ～コ (略) (5) (略)	(用語の定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 課長 次に掲げる者をいう。 ア・イ (略) ウ～ケ (略) (5) (略)

(郡山市行政組織規則の一部改正)

第5条 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

目次

第1章・第2章（略）

第3章 出先機関

第1節（略）

第2節 歴史情報博物館

第1款 名称及び位置（第43条の2の2）

第2款 事務分掌（第43条の2の3）

第3款 職制（第43条の2の4－第43条の2の9）

第4款 歴史資料館（第43条の2の10）

第3節～第6節（略）

第4章・第5章（略）

附則

（課、室、係等の設置）

第7条 次の表に掲げる部に当該右欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表室の欄に掲げる室並びに係等の欄に掲げる係及びセンターを置く。

部	課及び室	室	係等
(略)			
文化スポーツ部	(略)		
(略)			

（文化スポーツ部各課の事務分掌）

第13条の2 文化スポーツ部の各課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（略）

目次

第1章・第2章（略）

第3章 出先機関

第1節（略）

第2節～第5節（略）

第4章・第5章（略）

附則

（課、室、係等の設置）

第7条 次の表に掲げる部に当該右欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表室の欄に掲げる室並びに係等の欄に掲げる係及びセンターを置く。

部	課及び室	室	係等
(略)			
文化スポーツ部	(略)		
	<u>歴史情報博物館準備室</u>		
(略)			

（文化スポーツ部各課の事務分掌）

第13条の2 文化スポーツ部の各課及び室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（略）

歴史情報博物館準備室

(主任、主任学芸員及び主任査察指導員)

第33条 部又は課若しくは室若しくは課に置かれる室若しくは係等の機関に必要なに応じ、主任、主任学芸員又は主任査察指導員を置く。

2 主任、主任学芸員又は主任査察指導員は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。

第3章 出先機関

第36条 (略)

第2節 歴史情報博物館

第1款 名称及び位置

第43条の2の2 歴史情報博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市歴史情報博物館	郡山市麓山一丁目5番30号

2 歴史情報博物館は、文化スポーツ部の管理に属する。

第2款 事務分掌

第43条の2の3 歴史情報博物館においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史情報博物館の管理に関すること。
- (2) 博物館資料に関すること。
- (3) 特定歴史公文書等に関すること。
- (4) 博物館協議会に関すること。

第3款 職制

(歴史情報博物館長)

(1) 歴史情報博物館の整備に関すること。

(2) 特定歴史公文書等に関すること。

(3) 文化財に関すること（文化振興課所管に係るものを除く。）。

(4) 歴史資料館に関すること。

(主任及び主任査察指導員)

第33条 部又は課若しくは室若しくは課に置かれる室若しくは係等の機関に必要なに応じ、主任又は主任査察指導員を置く。

2 主任又は主任査察指導員は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。

第3章 出先機関

(事務分掌)

第36条 (略)

第43条の2の4 歴史情報博物館に歴史情報博物館長を置く。

2 歴史情報博物館長は、上司の命を受け、歴史情報博物館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主幹)

第43条の2の5 歴史情報博物館に必要な応じ、主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、歴史情報博物館長が定める特定の事務を掌理する。

(歴史情報博物館副館長)

第43条の2の6 歴史情報博物館に必要な応じ、歴史情報博物館副館長を置く。

2 歴史情報博物館副館長は、歴史情報博物館長の職務遂行を補佐する。

(主任主査及び主任技査)

第43条の2の7 歴史情報博物館に必要な応じ、主任主査又は主任技査を置く。

2 主任主査は、歴史情報博物館の特定の事務に関し、歴史情報博物館長の職務遂行を補佐する。

3 主任技査は、歴史情報博物館の専門の技術に関し、歴史情報博物館長の職務遂行を補佐する。

(主任及び主任学芸員)

第43条の2の8 歴史情報博物館に必要な応じ、主任又は主任学芸員を置く。

2 主任及び主任学芸員は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。

(主査、技査及びその他の職)

第43条の2の9 歴史情報博物館に第43条の2の4から前条までに規定する職又は法令に特に別の定めがある職のほか、必要な応じ、主査、技査又は別表第1の左欄に掲げる職を置く。

2 主査又は技査は、上司の命を受け、歴史情報博物館の所掌事務の一部を

分担処理するものとし、その他の職の職務は、それぞれ別表第1の右欄に掲げるとおりとする。

第4款 歴史資料館

第43条の2の10 歴史情報博物館に属する出先機関として歴史資料館を設置する。

2 歴史資料館の名称、位置、事業等は、郡山市歴史資料館条例（平成13年郡山市条例第34号）に定めるところによる。

第3節～第5節 （略）

第6節 課に属する出先機関

第44条 （略）

第45条 （略）

第52条 （略）

別表第1

（第34条、第43条、第51条の規定により本庁機関及び出先機関に置くその他の職）

職	職務
(略)	
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
学芸員	上司の命を受け、事業の専門的事項に関する業務をつかさどる。
(略)	

別表第3

（第45条の規定による課又は室に属する出先機関の名称等）

名称	位置	内部組織	事務分掌
----	----	------	------

第2節～第4節 （略）

第5節 課に属する出先機関

（設置）

第44条 （略）

（課又は室に属する出先機関）

第45条 （略）

（附属機関）

第52条 （略）

別表第1

（第34条、第43条、第51条の規定により本庁機関及び出先機関に置くその他の職）

職	職務
(略)	
主事	(略)
(略)	

別表第3

（第45条の規定による課又は室に属する出先機関の名称等）

名称	位置	内部組織	事務分掌
----	----	------	------

(略)

別表第4
 (第52条の規定による附属機関の名称及び担任する事務並びに庶務をつかさどる課又は出先機関)

名称	担任する事務	庶務をつかさどる	
		部	課 又 は 出 先 機 関
(略)			
条例によるもの			
(略)			
郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	(略)		
郡山市歴史情報博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項の規定による歴史情報博物館の運営について必要な事項の審議に関すること。	文化スポーツ部	歴史情報博物館
(略)			

(郡山市情報公開条例施行規則の一部改正)

第6条 郡山市情報公開条例施行規則（平成14年郡山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

(略)			
(文化スポーツ部歴史情報博物館準備室に属する出先機関)			
郡山市歴史資料館	郡山市麓山一丁目		(1) 歴史資料館の管理
	8番3号		に關すること。
			(2) 事業の企画運営に 關すること。
(略)			

別表第4
 (第52条の規定による附属機関の名称及び担任する事務並びに庶務をつかさどる課又は出先機関)

名称	担任する事務	庶務をつかさどる	
		部	課 又 は 出 先 機 関
(略)			
条例によるもの			
(略)			
郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	(略)		
(略)			

改正前

(特別な機関) 第2条 条例第2条第2号エの規則で定める市の機関は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡山市こおりやま文学の森資料館 (5) 郡山市歴史資料館 (6) 郡山市歴史情報博物館	(特別な機関) 第2条 条例第2条第2号イの規則で定める市の機関は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡山市歴史資料館 (5) 郡山市こおりやま文学の森資料館
--	--

(郡山市麓山地区駐車場条例施行規則の一部改正)

第7条 郡山市麓山地区駐車場条例施行規則(令和4年郡山市規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(駐車料金を無料とする施設の範囲) 第5条 条例第5条第2項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(9) (略) (10) 郡山市歴史情報博物館条例(令和6年郡山市条例第21号)第2条に規定する郡山市歴史情報博物館	(駐車料金を無料とする施設の範囲) 第5条 条例第5条第2項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(9) (略)

附 則

この規則は、令和7年3月15日から施行する。